

# 設 計 単 価 表

平成31年2月

水 産 庁  
漁港漁場整備部

- ・ この「設計単価表」は、水産庁が実施する漁港漁場関係事業に適用する。
- ・ 適用日 : 平成31年3月1日
- ・ 設計単価表 内訳

平成 31 年3月から適用する公共工事設計労務単価

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

# 平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

農林水産省・国土交通省

1. 平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定したものである。

なお、労務単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。

また、従来のお考え方を基本とした単価を含め、労務費の上昇に伴う入札不調に応じて適用する単価をあらかじめ5段階で設定しておき、入札不調の発生状況等に応じて適用する段階を機動的に見直すことのできる仕組みとしている。

2. 労務単価は、以下のものにより構成されている。

- ① 所定労働時間内8時間当りの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業内容及び作業条件の労働に対する手当）
- ② 所定労働日数1日当りの臨時の給与及び実物給与

3. (1) 時間外、休日又は深夜の割増賃金を積算する場合は、一般に次式により算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{労務費(総額)} &= \text{所定内労働に対する賃金} + \text{割増賃金} \\ &= \text{労務単価(休日の場合は計上しない)} \\ &\quad + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数} \end{aligned}$$

ただし、Kは次式により算出する1時間当たりの割増賃金係数である。

$$K = \text{割増対象賃金比} \times 1 / 8 \times \text{割増係数}$$

職種毎に算出した割増賃金係数Kを別表-1に示す。

注) I 割増対象賃金比は、労務単価に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

II 割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

- (2) 補助事業実施主体において、離島等に適用するため同一都道府県内を区分して本労務単価表の労務単価と別途の労務単価を設定する場合は、事前に地方連絡協議会と連絡調整を行うとともに、設定後はすみやかに単価算定資料を添えて公共事業労務費調査連絡協議会に報告するものとする。

- (3) 公共事業労務費調査連絡協議会が必要に応じ年度内の適当な時期に実施する調査結果に基づき、本労務単価表の労務単価を見直す場合がある。なお、特別な理由で補助事業実施主体が任意に行う調査によって本労務単価表の労務単価を見直ししようとする場合

は、単価算定資料を添えて事前に公共事業労務費調査連絡協議会と連絡調整を行うものとする。

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	
北海道	01 北海道	20,500	16,900	14,000	19,400	25,200	22,600		21,600	20,700	23,100	
東北	02 青森県	23,800	17,500	13,400	19,200	25,700	23,600			19,000	25,100	
	03 岩手県	(22,900)	(18,900)	(13,900)	20,200	27,000	22,600			20,000	24,900	
	04 宮城県	(24,200)	(18,800)	(14,900)	21,100	27,700	25,600			21,300	29,900	
	05 秋田県	22,400	17,700	14,300	19,900	25,700	23,300			19,600	25,600	
	06 山形県	22,500	17,700	15,000	20,300	24,500	23,400			20,400	26,100	
	07 福島県	(24,300)	(18,700)	(16,200)	20,800	26,900	25,400			20,900	26,400	
	08 茨城県	21,500	19,900	13,900	20,600	23,900	25,300	26,800	25,100	21,800	24,800	
関東	09 栃木県	21,300	18,700	13,800	20,400	25,500	24,000	26,900	25,200	21,500	24,900	
	10 群馬県	21,300	19,700	14,700	20,500	26,600	22,800	25,800	25,000	21,100	24,100	
	11 埼玉県	22,900	20,200	14,600	20,300	25,500	26,400	26,900	25,300	23,200	26,700	
	12 千葉県	23,700	19,900	14,500	21,200	25,400	27,300	27,400	25,300	23,400	27,700	
	13 東京都	24,200	21,100	15,100	21,200	26,800	27,000	27,300	25,300	25,500	27,200	
	14 神奈川県	24,400	21,100	14,800	20,700	25,400	27,100	27,200	25,100	23,500	25,600	
	19 山梨県	23,300	21,000	14,500	20,600	26,200	24,200	27,100	24,900	23,000	25,100	
	20 長野県	22,500	19,400	15,400	20,500	25,400	23,900	25,300	23,600	21,600	23,600	
	北陸	15 新潟県	22,000	18,600	16,300	20,300	27,000	23,300	23,500		20,900	24,400
		16 富山県	24,500	19,700	15,200	20,000	28,600	26,100			22,000	26,300
17 石川県		23,600	20,300	15,100	19,800	28,700	26,100			22,100	25,800	
中部	21 岐阜県	22,200	19,800	14,700	21,000	26,200	25,400	27,500	26,300	21,000	24,300	
	22 静岡県	22,000	20,900	13,400	20,300	25,900	24,600	27,000	27,500	22,200	24,900	
	23 愛知県	23,100	19,800	15,100	20,300	27,100	26,100			21,100	24,300	
	24 三重県	22,100	19,100	14,300	21,300	26,700	26,700		24,900	21,200	24,600	
近畿	18 福井県	20,100	17,100	13,000	19,600	23,200	21,800			19,000	22,100	
	25 滋賀県	20,300	18,300	13,900	20,300	24,300	23,100		22,900	20,200	23,200	
	26 京都府	19,800	19,100	13,100	20,300	23,500	22,800			19,700	22,400	
	27 大阪府	21,200	18,700	13,000	20,300	24,400	24,300			20,500	22,800	
	28 兵庫県	19,100	18,900	12,500	19,300	23,100	23,100			19,400	21,400	
	29 奈良県	21,400	18,800	13,800	21,200	24,300	23,600			20,200	22,900	
	30 和歌山県	20,700	19,000	13,000	20,000	23,400	23,400			20,300	22,000	
中国	31 鳥取県	18,200	14,800	13,000	17,800	21,600	21,300		19,200	17,900	21,000	
	32 島根県	18,500	15,900	13,100	17,300	20,700	21,200		19,200	17,800	20,300	
	33 岡山県	19,600	17,300	13,300	18,000	22,200	22,100		19,200	19,000	21,600	
	34 広島県	19,900	18,000	13,200	17,300	22,400	21,800		19,300	18,900	21,400	
	35 山口県	18,600	16,600	13,200	17,600	21,800	21,900		19,300	18,900	20,900	
四国	36 徳島県	20,400	18,300	13,700	17,200	26,500	21,700			19,400	20,700	
	37 香川県	21,200	18,800	13,700	17,600	24,800	21,800			19,800	20,900	
	38 愛媛県	20,000	16,400	13,300	17,400	24,400	21,600			18,900	19,700	
	39 高知県	19,800	16,700	14,100	17,800	25,400	22,000			18,900	19,800	
九州	40 福岡県	21,500	19,200	13,500	18,400	24,100	23,100	24,200	23,200	20,600	22,400	
	41 佐賀県	19,000	16,400	13,000	18,300	23,700	21,700	24,500	23,500	20,200	22,000	
	42 長崎県	19,800	17,300	13,800	18,900	23,400	21,600	24,700	23,300	19,300	21,900	
	43 熊本県	20,200	17,700	14,500	18,600	24,600	22,600	24,600	23,100	19,000	22,600	
	44 大分県	19,300	16,500	13,700	18,300	22,700	22,200	24,200	22,800	19,200	22,400	
	45 宮崎県	21,500	16,100	13,800	18,400	22,900	22,400	24,500	22,800	18,800	21,100	
46 鹿児島県	23,600	17,400	14,800	18,100	26,500	22,800	24,500	22,800	19,300	22,300		
沖縄	47 沖縄県	21,200	18,700	14,400		22,600	27,300	19,500		17,200	25,000	

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	23,800	23,100	25,400	20,200	17,200	33,500	39,800		34,800	26,700
東北	02 青森県	22,300	21,100	23,800	25,700	23,400	33,100	39,300	30,700	35,400	25,800
	03 岩手県	22,400	22,000	24,000	(25,400)	(21,500)	33,000	39,200	30,600	37,300	25,900
	04 宮城県	25,300	25,700	25,700	(26,600)	(23,900)	32,700	38,700	30,200	37,100	25,700
	05 秋田県	22,800	22,700	24,300	24,700	23,900	32,900	39,200	30,600	36,000	26,200
	06 山形県	23,800	25,300	25,500	23,400	21,200	33,000	39,100	30,600	36,000	26,100
	07 福島県	23,700	25,400	25,400	(22,600)	(20,400)	33,000	39,000	30,500	35,800	25,600
	関東	08 茨城県	23,400	24,600	28,000	23,300	19,200	29,600	35,000	29,500	29,800
09 栃木県		24,300	26,000	28,800	21,000	20,000	29,700	35,100	29,600	30,500	24,300
10 群馬県		23,700	22,600	26,800	21,300	17,900	29,700	35,100	29,600	33,900	24,100
11 埼玉県		24,800	26,400	28,000	24,200	21,100	29,700	35,100	29,600	29,600	24,000
12 千葉県		24,700	26,600	28,100	23,600	21,000	29,700	35,100	29,600	29,400	24,000
13 東京都		25,400	27,900	29,900	23,800	19,700	29,700	35,100	29,600	29,100	24,000
14 神奈川県		25,400	27,900	30,600	24,700	21,100	29,700	35,100	29,600	30,900	24,000
19 山梨県		25,700	26,400	29,500	23,800	20,600	29,800	35,200	29,700	31,200	24,100
20 長野県		24,200	23,800	26,200	21,400	18,600	30,000	35,500	29,900	33,100	24,400
北陸		15 新潟県	23,000	23,800	25,000	21,800	19,100	33,600	39,700	30,100	34,600
	16 富山県	25,500	25,400	26,100	23,000	19,100	33,600	39,700	30,000	35,800	25,100
	17 石川県	24,900	24,900	25,600	22,500	19,900	33,500	39,500	30,000	36,800	25,400
中部	21 岐阜県	24,100	24,600	26,900	23,000	19,900	31,500	37,100	27,200	35,000	25,400
	22 静岡県	26,200	26,200	29,100	22,500	20,200	31,500	37,200	27,400	34,800	25,300
	23 愛知県	24,500	25,700	28,400	22,700	20,500	31,500	37,100	27,200	34,100	25,200
	24 三重県	25,500	25,000	28,000	22,300	19,700	31,500	37,200	27,400	33,400	25,000
近畿	18 福井県	21,600	23,500	23,200	19,400	19,000	29,600	35,100	23,300	33,200	23,800
	25 滋賀県	21,200	23,500	24,400	20,500	18,200	29,600	34,900	23,200	33,600	23,500
	26 京都府	21,400	24,300	24,200	19,500	17,400	29,600	34,900	23,200	32,300	22,600
	27 大阪府	21,800	25,000	23,800	21,000	17,600	29,600	34,900	23,200	31,100	22,600
	28 兵庫県	20,600	22,400	23,500	19,700	17,400	29,600	34,900	23,200	30,900	22,400
	29 奈良県	21,800	24,900	25,100	20,300	17,800	29,600	34,900	23,200	31,700	23,700
中国	30 和歌山県	21,300	24,300	23,800	19,100	17,300	29,600	34,900	23,200	30,200	23,500
	31 鳥取県	20,200	20,900	22,200	17,000	14,900	30,200	35,800	24,700	33,700	23,300
	32 島根県	19,600	19,400	20,400	18,500	15,200	30,200	35,800	24,700	34,400	22,900
	33 岡山県	20,500	20,800	22,300	19,900	17,100	30,300	35,800	24,700	32,900	23,500
	34 広島県	20,400	19,800	20,500	20,300	17,100	30,300	35,700	24,600	34,000	22,700
四国	35 山口県	20,000	19,200	20,900	18,800	16,500	30,400	35,900	24,800	33,700	23,000
	36 徳島県	20,800	20,300	23,700	18,300	17,100	30,800	36,400	23,100	31,700	23,700
	37 香川県	20,900	20,300	23,800	19,600	17,900	30,700	36,300	23,100	32,800	23,600
	38 愛媛県	20,800	20,200	23,800	19,900	17,600	30,800	36,400	23,100	31,500	23,500
九州	39 高知県	20,900	20,500	23,900	20,300	18,000	30,800	36,400	23,100	31,300	23,600
	40 福岡県	20,800	23,100	24,300	20,900	18,000	33,000	39,100	29,900	35,100	24,600
	41 佐賀県	21,100	23,800	23,900	23,000	18,600	33,100	39,100	29,900	34,000	24,900
	42 長崎県	20,700	23,400	23,400	19,600	17,200	33,100	39,200	30,000	34,800	25,100
	43 熊本県	21,000	23,300	23,800	20,400	17,700	33,200	39,200	30,000	35,100	24,100
	44 大分県	21,000	22,300	23,500	21,800	19,800	33,100	39,200	30,000	34,100	24,100
	45 宮崎県	20,900	22,800	22,800	21,800	18,400	33,000	39,000	29,900	35,500	24,000
46 鹿児島県	20,900	23,200	23,700	24,100	21,100	33,100	39,100	30,000	35,400	24,400	
沖縄	47 沖縄県	19,900	23,700	23,700	24,100	21,200	33,500	39,600		28,500	23,000

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	35,700	29,800	30,100	36,700	21,500	26,700	21,200	39,800	26,000	25,000
東北	02 青森県	36,100	29,300	31,600	35,600	25,600	27,600	21,800	45,700	28,300	28,600
	03 岩手県	36,100	29,400	31,600	36,800	25,500	27,700	21,700	47,400	29,400	30,100
	04 宮城県	35,700	29,100	31,300	40,100	25,600	27,400	21,500	51,700	32,000	32,400
	05 秋田県	36,000	29,700	31,600	36,600	26,400	27,600	21,700	47,000	29,000	29,500
	06 山形県	36,000	29,600	31,600	35,800	24,700	27,600	22,800	47,300	29,300	29,700
	07 福島県	35,900	29,300	31,500	35,800	23,300	27,500	22,800	47,300	29,300	29,900
	関東	08 茨城県	32,300	29,400	30,700	33,000	23,100	30,600	23,000	37,600	24,000
09 栃木県		32,300	29,900	30,700	33,400	23,000	30,700	23,000	38,000	24,800	26,700
10 群馬県		32,300	29,700	30,700	33,300	23,100	30,800	23,000	39,400	24,100	26,000
11 埼玉県		32,300	30,500	30,800	33,600	23,400	29,100	23,000	39,300	27,900	27,900
12 千葉県		32,300	29,900	30,800	33,600	23,900	29,100	23,000	39,300	27,900	27,900
13 東京都		32,300	29,700	30,800	34,000	24,600	29,100	23,000	40,500	27,900	27,700
14 神奈川県		32,300	29,500	30,800	33,200	25,100	29,100	23,000	39,800	27,100	26,700
19 山梨県		32,400	29,700	30,800	32,700	23,800	29,100	22,900	40,300	26,600	26,700
20 長野県		32,500	30,000	31,100	32,500	23,200	29,400	23,100	38,700	25,400	26,900
北陸		15 新潟県	38,000	29,100	35,100	33,000	21,400	28,000	22,300	41,900	25,500
	16 富山県	37,700	28,900	35,100	33,900	22,700	26,800	22,300	42,600	25,600	28,200
	17 石川県	37,600	29,100	34,900	34,400	24,200	26,700	22,300	41,000	26,300	26,400
中部	21 岐阜県	36,500	29,200	31,800	32,800	23,600	27,100	21,800	37,100	24,300	23,900
	22 静岡県	36,500	30,000	31,900	33,100	23,800	27,100	21,800	42,500	26,400	27,100
	23 愛知県	36,500	29,100	31,800	32,400	23,600	27,000	21,800	39,800	25,800	24,200
	24 三重県	36,500	29,200	31,900	33,700	22,800	26,800	21,600	39,900	25,200	24,100
近畿	18 福井県	35,000	27,600	28,800	32,100	22,100	25,700	19,700	32,100	23,200	23,100
	25 滋賀県	35,600	27,200	28,600	31,700	22,300	24,100	19,600	32,300	24,200	22,900
	26 京都府	35,100	27,200	28,600	31,700	22,000	24,100	19,600	31,900	24,200	22,700
	27 大阪府	34,800	27,500	28,600	32,300	22,800	25,800	19,600	32,700	24,100	23,100
	28 兵庫県	35,000	27,500	28,700	32,000	21,700	24,700	19,600	33,500	24,200	23,500
	29 奈良県	35,600	27,200	28,600	31,500	23,000	25,200	19,600	32,000	24,100	23,000
	30 和歌山県	35,100	27,200	28,600	31,600	23,000	24,100	19,600	32,000	24,200	22,600
中国	31 鳥取県	35,800	25,700	26,600	29,500	19,800	24,500	19,600	36,200	27,300	26,300
	32 島根県	36,000	25,700	26,600	29,200	19,000	24,500	19,600	36,400	28,900	26,500
	33 岡山県	36,100	25,900	26,700	29,500	20,400	25,000	19,700	36,200	27,500	26,400
	34 広島県	35,800	25,900	26,700	29,600	19,800	24,700	20,100	36,900	29,300	26,800
	35 山口県	36,200	26,000	26,700	29,600	20,300	24,600	19,500	37,000	29,400	26,900
四国	36 徳島県	32,500	26,300	27,200	29,000	20,800	33,500	22,200	40,100		20,700
	37 香川県	32,700	26,200	27,200	29,300	20,800	33,600	23,200	40,700		21,100
	38 愛媛県	32,600	26,000	27,200	28,300	21,800	33,300	22,200	40,500		20,800
	39 高知県	32,400	26,300	27,200	29,000	20,600	33,300	21,800	40,400		20,900
九州	40 福岡県	34,500	27,000	29,400	33,000	22,600	28,400	21,600	38,100	24,200	24,300
	41 佐賀県	34,600	27,000	29,400	33,300	21,600	28,200	21,600	38,300	24,200	24,300
	42 長崎県	34,600	27,000	29,500	33,200	21,200	27,000	20,700	38,000	24,000	24,100
	43 熊本県	34,600	27,000	29,500	32,100	22,100	28,400	21,000	38,200	24,200	24,300
	44 大分県	34,600	27,000	29,500	32,500	22,300	28,300	21,200	38,200	24,100	24,200
	45 宮崎県	34,600	27,000	29,400	33,000	22,600	27,000	20,700	38,100	23,900	24,000
46 鹿児島県	34,600	27,000	29,500	33,300	24,500	26,900	20,700	38,300	24,000	24,300	
沖縄	47 沖縄県	32,700	32,200	26,000	38,400	24,000	23,800	21,100	45,700	28,100	30,400

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。



平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道			22,300	23,900	23,900	20,300	24,200	25,100	24,100	
東北	02 青森県		30,900	28,500	25,300	25,500	19,800	23,500	22,300	23,500	
	03 岩手県		32,100	28,700	25,900	27,000	21,100	23,500	22,400	23,700	
	04 宮城県		35,000	32,300	28,100	29,200	22,100	23,200	24,400	25,600	
	05 秋田県		31,000	25,600	27,800	25,700	19,200	23,500	22,800	23,400	
	06 山形県		30,000	26,100	24,200	25,300	21,200	23,500	25,500	24,200	
	07 福島県		36,700	24,200	26,900	25,400	21,600	23,300	25,200	24,600	
	関東	08 茨城県	26,900	44,900	24,500	25,600	26,400	22,000	24,600	26,600	26,600
	09 栃木県	26,900	45,800	24,400	26,000	26,700	22,100	24,800	27,500	27,000	
	10 群馬県	27,000	42,300	24,200	25,100	23,500	21,400	24,800	25,300	24,600	
	11 埼玉県	26,900	45,800	25,600	25,300	26,500	21,900	24,800	28,500	27,400	
	12 千葉県	26,900	46,900	24,800	25,300	27,000	22,300	24,800	28,600	27,500	
	13 東京都	26,900	44,600	25,700	25,300	27,300	22,900	24,800	29,600	27,500	
	14 神奈川県	26,900	43,400	25,600	25,300	26,600	21,700	24,800	27,100	26,900	
	19 山梨県	26,900	42,900	25,700	25,400	26,200	21,700	24,800	26,700	26,600	
	20 長野県	27,100	38,200	22,700	25,000	22,800	20,800	25,100	25,100	25,100	21,600
北陸	15 新潟県		30,300	23,200	23,600	23,200	21,000	23,000	23,600	24,100	
	16 富山県	25,100	35,200	25,700	24,200	24,000	21,100	22,900	23,600	24,400	
	17 石川県	25,000	35,700	25,100	24,100	23,500	21,300	22,900	24,500	24,700	
中部	21 岐阜県	27,200	38,000	26,000	26,200	23,600	20,500	24,800	24,100	24,000	
	22 静岡県	27,200	40,800	24,600	26,200	25,000	21,000	24,900	26,500	25,000	
	23 愛知県	27,100	38,700	26,300		24,300	21,200	24,800	26,000	24,300	
	24 三重県	27,100	40,000	24,600	26,200	23,800	21,500	24,900	25,900	26,000	
近畿	18 福井県	22,000	34,900	21,900	20,600	21,400	19,800	22,700	22,500	22,700	
	25 滋賀県	21,900	34,900	22,200	21,500	22,100	20,400	22,600	23,100	22,700	
	26 京都府	21,900	35,500	22,900	21,300	22,400	20,300	22,600	23,100	22,700	
	27 大阪府	21,900	36,900	24,100		22,500	20,800	22,600	23,200		
	28 兵庫県	21,900	34,500	22,700	21,200	21,400	18,700	22,600	22,400	21,200	
	29 奈良県	21,900	37,900	23,800	21,500	23,000	20,800	22,600	23,100	22,700	
	30 和歌山県	21,900	35,900	24,200	21,300	22,600	20,000	22,600	22,900	22,700	
中国	31 鳥取県		32,200	20,700	21,000	20,200	18,300	20,900	22,700	21,600	
	32 島根県		26,900	20,000	21,400	19,500	18,100	20,900	21,600	21,200	
	33 岡山県		30,800	21,500	21,000	20,500	18,700	20,900	23,000	21,500	
	34 広島県		27,100	20,900	21,300	20,200	18,400	20,900	22,200	20,900	
	35 山口県		27,200	20,100	21,600	20,000	18,500	21,000	22,000	21,300	
四国	36 徳島県			21,300		22,000	18,700	20,900	21,700		
	37 香川県			21,200		22,000	19,500	20,900	21,800		
	38 愛媛県			21,100		21,800	18,600	20,900	21,500		
	39 高知県			20,800		21,700	18,300	20,900	21,500		
九州	40 福岡県		29,000	22,400	23,800	22,600	19,400	20,400	22,300	21,500	
	41 佐賀県		30,200	24,200	23,900	22,700	19,000	20,400	22,400	21,600	
	42 長崎県		29,800	22,100	23,800	22,600	19,000	20,500	22,100	21,800	
	43 熊本県		29,700	22,300	23,800	22,300	18,700	20,600	22,300	21,400	
	44 大分県		29,500	21,600	23,500	22,400	19,300	20,400	22,300	21,600	
	45 宮崎県		29,100	22,600	23,300	22,300	18,500	20,400	22,000	21,400	
	46 鹿児島県		29,400	24,900	23,900	22,700	18,800	20,400	22,100	21,500	
沖縄	47 沖縄県			25,800		24,900	17,600		29,500		

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	24,100	23,400	21,100		20,100	23,400	22,500	13,700	11,600
東北	02 青森県	25,900	23,100	22,400		19,100	21,800	21,700	12,700	11,200
	03 岩手県	25,800	23,200	22,400		19,300	21,700	21,600	(13,600)	(11,800)
	04 宮城県	27,700	25,300	22,000		19,700	21,700	21,600	(14,900)	(12,700)
	05 秋田県	26,200	23,300	22,300		19,200	21,800	21,700	12,800	11,000
	06 山形県	25,600	24,500	22,300		20,400	21,800	21,700	14,500	12,400
	07 福島県	26,100	25,200	22,300		20,100	21,800	21,600	(14,900)	(12,700)
	関東	08 茨城県	25,400	27,400	24,400		22,000	22,600	23,000	14,400
09 栃木県		25,500	27,900	24,500		21,800	22,600	23,000	14,000	12,100
10 群馬県		24,600	27,100	24,400	24,000	21,100	22,600	23,000	13,400	11,800
11 埼玉県		25,100	27,600	24,600		22,300	22,600	23,000	14,300	12,600
12 千葉県		25,200	27,100	24,600		22,000	22,600	23,000	14,700	12,800
13 東京都		25,300	27,300	24,600		22,300	22,600	23,000	15,200	13,200
14 神奈川県		24,900	27,700	24,600	24,000	21,600	22,600	23,000	15,100	13,200
19 山梨県		25,100	28,000	24,600	24,100	21,500	22,600	23,000	13,800	12,100
20 長野県		24,400	26,900	24,900	24,200	21,200	22,700	23,000	12,800	10,900
北陸		15 新潟県	27,000	24,500	23,300	20,300	20,100	22,200	22,400	14,200
	16 富山県	26,100	24,400	23,300	20,100	20,800	22,200	22,400	14,100	12,800
	17 石川県	25,500	23,600	23,200	19,700	20,900	22,200	22,400	14,600	12,700
中部	21 岐阜県	25,200	24,500	24,000	22,300	19,900	23,400	24,100	14,200	12,800
	22 静岡県	24,900	30,700	24,000	22,300	21,500	23,300	24,100	14,700	12,700
	23 愛知県	24,800	27,500	24,000	22,300	20,300	23,300	24,100	15,100	13,000
	24 三重県	25,400	27,700	24,000	22,300	21,100	23,400	24,100	14,400	12,400
近畿	18 福井県	21,400	22,800	21,800		19,100	21,600	21,700	13,400	11,800
	25 滋賀県	23,100	23,200	21,700		19,900	22,000	22,600	12,900	10,900
	26 京都府	23,100	23,300	21,700		19,400	21,800	22,400	13,000	10,500
	27 大阪府	22,700	23,300	21,700		19,400	21,600	22,200	12,800	11,100
	28 兵庫県	22,700	23,300	21,700		19,300	21,700	22,200	13,100	10,900
	29 奈良県	23,100	23,400	21,700		19,600	22,000	22,100	13,200	11,000
	30 和歌山県	22,900	23,300	21,700		19,300	21,800	21,900	12,800	10,900
中国	31 鳥取県	19,700	21,800	20,400	17,500	18,400	20,300	20,500	13,400	10,700
	32 島根県	19,600	21,300	20,400	17,500	18,700	20,300	20,500	13,400	11,400
	33 岡山県	19,600	22,300	20,400	17,500	18,400	20,300	20,500	13,900	12,000
	34 広島県	19,600	21,300	20,400	17,500	18,600	20,300	20,500	13,900	11,800
	35 山口県	19,700	21,600	20,500	17,600	18,600	20,300	20,500	13,700	11,400
四国	36 徳島県			20,200				21,000	13,400	12,000
	37 香川県			20,200				21,000	13,500	12,100
	38 愛媛県			20,200				21,000	12,900	10,900
	39 高知県			20,200				21,000	12,300	10,400
九州	40 福岡県	26,700	22,500	22,500	16,900	19,000	21,400	22,100	13,200	11,700
	41 佐賀県	26,700	22,500	22,500	16,900	18,800	21,400	22,300	13,100	11,500
	42 長崎県	26,500	23,400	22,600	17,000	19,000	21,400	22,400	13,300	12,200
	43 熊本県	26,800	22,600	22,700	17,000	18,800	21,400	22,000	12,900	11,100
	44 大分県	26,200	22,500	22,500	16,900	19,100	21,400	22,100	13,100	10,600
	45 宮崎県	26,000	22,400	22,500	16,900	19,000	21,400	21,900	13,100	10,200
	46 鹿児島県	26,100	22,200	22,600	16,800	18,900	21,400	21,900	14,000	11,900
沖縄	47 沖縄県		18,400	22,000		16,700			11,700	10,300

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(別表－１) 割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数 &lt;平成31年3月から適用&gt;

職 種	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数		
		割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	K 割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特殊作業員	0.820	0.128	0.138	0.026
普通作業員	0.880	0.138	0.149	0.028
軽作業員	0.916	0.143	0.155	0.029
造園工	0.816	0.128	0.138	0.026
法面工	0.848	0.133	0.143	0.027
とび工	0.880	0.138	0.149	0.028
石工	0.918	0.143	0.155	0.029
ブロック工	0.830	0.130	0.140	0.026
電工	0.736	0.115	0.124	0.023
鉄筋工	0.883	0.138	0.149	0.028
鉄骨工	0.784	0.123	0.132	0.025
塗装工	0.838	0.131	0.141	0.026
溶接工	0.830	0.130	0.140	0.026
運転手(特殊)	0.828	0.129	0.140	0.026
運転手(一般)	0.844	0.132	0.142	0.026
潜かん工	0.937	0.146	0.158	0.029
潜かん世話役	0.780	0.122	0.132	0.024
さく岩工	0.645	0.101	0.109	0.020
トンネル特殊工	0.968	0.151	0.163	0.030
トンネル作業員	0.944	0.148	0.159	0.030
トンネル世話役	0.949	0.148	0.160	0.030
橋りょう特殊工	0.896	0.140	0.151	0.028
橋りょう塗装工	0.891	0.139	0.150	0.028
橋りょう世話役	0.828	0.129	0.140	0.026
土木一般世話役	0.818	0.128	0.138	0.026
高級船員	0.726	0.113	0.123	0.023
普通船員	0.732	0.114	0.124	0.023
潜水士	0.811	0.127	0.137	0.025
潜水連絡員	0.893	0.140	0.151	0.028
潜水送気員	0.871	0.136	0.147	0.027
山林砂防工	0.809	0.126	0.137	0.025
軌道工	0.854	0.133	0.144	0.027
型わく工	0.925	0.145	0.156	0.029
大工	0.887	0.139	0.150	0.028
左官	0.895	0.140	0.151	0.028
配管工	0.766	0.120	0.129	0.024
はつり工	0.846	0.132	0.143	0.026
防水工	0.799	0.125	0.135	0.025
板金工	0.797	0.125	0.134	0.025
タイル工	0.755	0.118	0.127	0.024
サッシ工	0.803	0.125	0.136	0.025
内装工	0.788	0.123	0.133	0.025
ガラス工	0.764	0.119	0.129	0.024
建具工	0.727	0.114	0.123	0.023
ダクト工	0.723	0.113	0.122	0.023
保温工	0.801	0.125	0.135	0.025
設備機械工	0.727	0.114	0.123	0.023
交通誘導警備員A	0.868	0.136	0.146	0.027
交通誘導警備員B	0.912	0.143	0.154	0.029

<参 考>

—割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算例—

(1)時間外

- ① 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数1.25の場合の値）×2時間

- ② 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数1.25の場合の値）×4時間＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×2時間

(2)休 日

- ① 休日に8時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×8時間

- ② 休日に9時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×9時間

- ③ 休日に10時間の労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×10時間＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×2時間

(3)深 夜

- ① 所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×3時間

※割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

(1) 参考

今回の調査（平成30年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
屋根ふき工
建築ブロック工

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬</li> <li>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</li> <li>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</li> <li>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</li> <li>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</li> <li>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</li> <li>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</li> </ul> </li> <li>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</li> <li>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</li> <li>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</li> </ul> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等</li> <li>b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等</li> <li>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</li> <li>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</li> <li>e. 人力による除草</li> <li>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</li> </ul> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 軽易な清掃または後片付け</li> <li>b. 公園等における草むしり</li> <li>c. 軽易な散水</li> <li>d. 現場内の軽易な小運搬</li> <li>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</li> <li>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</li> <li>g. 品質管理のための試験等の手伝い</li> </ul> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め</li> <li>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</li> <li>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き</li> <li>f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作</li> <li>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）</li> </ul>
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</li> <li>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</li> <li>c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布</li> <li>f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作</li> </ul>
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの



職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 〔 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的の水面 〕
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>〔 潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む 〕</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</li> <li>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</li> <li>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</li> </ol>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</li> <li>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</li> <li>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</li> <li>d. その他各作業について必要とされる関連業務</li> </ol>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</li> <li>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</li> </ol>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く）</li> <li>b. 木坑、木橋等の仕揃え等</li> </ol>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 配管ならびに管の撤去</li> <li>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</li> <li>c. 電触防護</li> </ol>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く）</li> <li>b. 建築物の床または壁の穴あけ</li> </ol>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
48 建 築 ブ ロ ッ ク 工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）